平成２２年（フ）第９４号
茨城県坂東市上出島1101番地37
債務者　中村　浩一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１９号
千葉県茂原市高師948番地
債務者　福澤　照子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
千葉県長生郡一宮町船頭給237番地１　県営住宅２棟605号
債務者　長尾　賢次
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
千葉県茂原市緑ヶ丘３丁目25番地９
債務者　原　　光雄
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
千葉県茂原市緑ヶ丘３丁目25番地９
債務者　原　　貞子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
千葉県長生郡長生村宮成3488番地６
債務者　江澤　　一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
千葉県茂原市六田台91番地
債務者　松崎　芳治
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
千葉県茂原市六田台91番地
債務者　松崎美智子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
千葉県いすみ市岬町東中滝30番地５
債務者　中村　勝利
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
石川県石川郡野々市町清金３丁目111番地
債務者　作田外司樹
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３号
福井県三方郡美浜町大藪第34号12番地
債務者　山口　和子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１７１号
岐阜市尻毛２丁目62番地１　スプリングデイハイツ103号室
債務者　成瀬　　恵（旧姓塚岡）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
岐阜市西改田宮西50番地　サンシールクロD棟202号室
債務者　加藤波留美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８２号
岐阜県本巣郡北方町加茂372番地の１　アロッジオＡ―202号室
債務者　藤根　正美（旧姓邊土名）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
岐阜市中鶉７丁目42番地３　コーポラス鶉
債務者　伊藤みどり
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８５号
岐阜市水海道３丁目12番８―105号　ファミールトシ
債務者　小西有佳子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
岐阜市早田本町３丁目８番地
債務者　山田　好子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２２号
岐阜市柳津町蓮池３丁目７番地　サニーハイツ岐阜201号室
債務者　下山　輝光
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所